

市川市立新浜小学校「学校いじめ防止基本方針」

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

1 防止の施策

(1) 未然防止

- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、一人一人に人間関係形成力や自己肯定感を高める。また、道徳教育の充実、人権教育の充実を図り、いじめをしない、させない、ゆるさない心の育成を図る。
- ・校内委員会や研修を行い、発達障害等の理解を深め、指導力の向上に努める。また、帰国子女や外国籍の児童の言語や文化の違いによる困難さや性同一障害や東日本大震災の原発避難者への心のケアに配慮し、いじめの要因にならないように留意する。

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査を前期と後期の年間2回、また教育相談日を毎月1回実施、教育相談ポストを設置することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(3) 発生した際の対処

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止委員会」に直ちに情報を共有し、組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめの解消については、いじめにかかる行為が3か月止んでいること、さらに当該児童が心身の苦痛を感じていないことをもって、判断する。

2 いじめ防止委員会

(1) 組織構成等（構成員）

- ①（事務局） 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、
教育相談、養護教諭
 - ・学校基本方針の策定を行う。
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
 - ・いじめの相談、通報の窓口を設定する。
 - ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化を行う。
- ②（緊急会議） 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任 関係学年担任、
教育相談担当教諭、養護教諭
 - ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応を行う。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長 校長→教育委員会
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果を、教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

4 公表、点検等について

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、学校評価にいじめ防止等のための取り組み状況についての項目を立てるとともに、いじめに関する統計、分析を行い、これらに基づいた対応をとる。また、「学校いじめ防止基本方針」を検討直し、改定を図る。